

〈資料2〉

島根大学山陰法科大学院設置構想（案）

島根大学第四五卷臨時増刊号

八〇

平成13年9月8日シンポジウム資料

島根大学法文学部法学科

目次

1. はじめに	23頁
2. 法科大学院設置構想の基本枠組み	23頁
(1) 理念	23頁
(2) 法科大学院の配置	23頁
(3) 地域社会との連携	24頁
3. 入学者選抜方法等	24頁
(1) 入学者選抜方法	24頁
(2) 入学定員の確保	25頁
4. 教育目的、カリキュラムと講義方法	25頁
(1) 教育目的	25頁
(2) カリキュラムの概要	25頁
(3) カリキュラムの特徴	26頁
(4) 講義方法とカリキュラム構成	27頁
(5) 教員構成	29頁
(6) 司法試験と司法修習所	29頁
5. 学部教育について	30頁
(1) 学部教育の位置づけ	30頁
(2) 教養教育	30頁
(3) 専門教育	30頁
6. 法科大学院以外の大学院教育について	31頁
(1) 修士課程	31頁
(2) 博士課程	31頁
(3) 隣接諸科目の位置づけ	31頁
7. 残された重要な課題	31頁
参考資料	
[1] 島根大学山陰法科大学院カリキュラム(試案)	33頁
[2] 学年トリメスター対応モデル案	40頁

島根大学山陰法科大学院設置構想

1. はじめに

- (1) 島根大学山陰法科大学院構想は、法曹の飛躍的拡大を前提に、地域社会の法化社会への進展を促進する人材の輩出に重点をおく。法化社会への転換は、法曹を中心に先導されるので、あらゆる領域の諸問題に対処しうる知見をもち、高度の法的思考力と知識を有すること（「専門的ジェネラリスト」）が不可欠であると考ええる。そこで、専門的ジェネラリストとしての法曹を養成する充実した教育を行う。
- (2) 法化社会への転換は、「基準のない利益調整の社会から、透明性・明確性のある法基準による調整・解決の社会へ」の移行をイメージしている。

2. 法科大学院設置構想の基本枠組み

(1) 理念

地方・地域の実情を知り住民の心の機微にふれ親密な人間関係を形成し、あらゆる問題・紛争を根本的に理解・把握して法的に処理しうる基礎的能力のある専門的ジェネラリストとしての、「地域社会に深く根ざした」法曹を養成することが、山陰地域における法化社会化の進展に寄与し、これを将来にわたり支える人的基盤を築くものと考え、公正・正義・平等を旨とする法的思考による紛争解決・予防において地域を導くリーダー的存在を目指す。

(2) 法科大学院の配置

『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』（平成13年6月12日）（以下『意見書』とする）における法科大学院の「全国的な適正配置」はきわめて重要な達成課題である。地域性に対応し紛争解決能力の高い法曹の養成という基本理念に照らせば、地域ごとに少人数規模とはいえ、法科大学院が設置されなければならない。とりわけ山陰地域におけるように優秀な人材の流出が顕著なエリアでは、地域の発展に寄与しうる人材をおしとどめ、これに高度専門教育を施し当該地域に輩出し、また生涯教育の一環として社会人（とりわけ有職者）に高度な再教育の機会を提供することで地域に貢献することが地方国立大学の本旨であり、かつ、それが企業等からの派遣も含めた地域のニーズに合致する。また、地域によって法化社会への進行度も大きく異なることから法曹が果たすべき役割も相違する以上、地域の現状分析に長けた機関に法曹等の養成を委ねるのが最善である。

この点、法科大学院が大都市あるいは都市部に集中する結果となる構想は、地方・

地域に関する大都市での情報の偏り・欠如や地元に着定することでしか理解しがい諸問題のゆえに、従来の法曹の偏在化や地域社会における法化社会の進行度の相違を真に是正する視角を欠くといわざるをえない。また医学における自治医科大学のように一定期間地方で研修させる方法（ゼロワン地域の解消）も考えられるが、疾病の治療とは異なり、紛争解決のために複雑な人間関係にまで立ち入らざるをえない以上、一時的に派遣された法曹が真の紛争解決および将来的な紛争予防の道を拓きうるかは大いに疑問である。

ただし、法科大学院の設置においては『意見書』が指摘する「適正な教育水準の確保」は絶対的な条件であり、地域還元型法科大学院構想では法曹の質に地域間格差の生じることが司法制度の充実および司法サービスの均質化に照らし問題となりうるであろうし、反って地域の法化を阻害する要因ともなりかねないことから、地域性に共通性が見いだされ基本理念を同じくする複数大学が連合して法曹を養成し、共同講義等によって高度な教育水準を担保することも十分に考慮に値する。しかし、たとえば中国・四国地方において1つの法科大学院が基幹校としてそこに学生を集中させ教育するような体制ではなく、連携各大学に小規模でも法科大学院を分属させ、地域との密着性を絶たせないシステムが検討されるべきである。連携の意味は、教官・学生の相互交流、フィールドワークや合同検討会などによる教育内容の質的向上と、スタッフ相互の研修により地域の法的ネットワークの強化に有益となる範囲でまずとらえるべきであろう。そのうえで、地域的ひろがりのなか、いかに機能的に有機的で一体化した組織を構成するかが課題となる。

(3) 地域社会との連携

法科大学院のみならず、従来型の法科系大学院および法学部は、地域における法的ネットワークの形成を先導し、その核となりうる存在でなければならず、そのために研究・教育内容の一層の充実がなされなければならない。山陰地域でもなお法化社会への進展度が未熟であり、従来の地域共同体での旧来型紛争解決に歪みが生まれてきている以上、地域社会の法化社会への転換を進めることが第一の課題である。この転換には、これをリードする法曹を含めた法的思考力のある高度専門職業人、ならびに基本的な法知識を有する市民を輩出し、それぞれの立場において地域のレベルアップを図れるように、法化社会を支える人的基盤を整えることが重要であり、その要請には法科大学院等で具体的に教育・指導する機関が地域に不可欠である。これは地域の自治体・共同体、弁護士会などと大学が密接な連携を保つことではじめて可能となる。

3. 入学者選抜方法等

(1) 入学者選抜方法

『意見書』における「開放性・公平性・多様性」の理念を尊重するとともに、地域

に密着・定着し、専門的ジェネラリストたる法曹として活躍する人材を見いだすという観点から、大学を問わず、法学部系出身者のみならず他学部出身者、また地域の社会人をも含め、広く受け入れることとし、問題意識、論理的思考能力および地域性をも含めた社会の把握・理解の度を問う選抜方法（筆記試験のみならず学部成績や学業以外の活動実績等の考慮）が採用されるべきである。したがって、全国統一試験として適性試験に加えて、独自の入学試験（小論文や面接など）を併せて行うものとする。

(2) 入学定員の確保

本構想では、一定の法曹資質の保持および教育システムから、入学定員30名とする。3年間の法曹養成教育を前提に、法学部・法学科出身者のみならず、他学部・他学科出身者をも積極的に受け入れ、また、法曹隣接専門職、公務員や民間企業の法務関係スタッフの法曹資格取得というフラッシュ・アップ教育にも重点をおくことから、これに対する需要は高く、定員の充足に問題はない。具体的には、島根大学、鳥取大学、島根県立大学など山陰地方の各大学卒業予定者、大都市の大学卒業予定者（とりわけ地元出身者のUターン入学）、および地元で活躍する司法書士、行政書士、税理士、県庁等の公務員や民間企業（金融機関等）法務関係スタッフが考えられる。

4. 教育目的、カリキュラムと講義方法

(1) 教育目的

優れた資質（専門的法知識ならびに柔軟な法的思考力）と豊かな人間性（周囲を感化する人望・人心掌握力および若々しい行動力）をもって、ライフワークとして地域の法化社会化に尽力していく法曹を養成する。

「プロセスとしての法曹養成」の重要な課程であるロー・スクール教育という認識に基づき、単なる高度で多様な専門知識の修得のみの教育ではなく、法曹としてスタートラインに立つに不可欠な法的知識・法的思考力を練り上げる教育、さらには地元への定着を意図し、即戦力として現実の紛争に敢然と法的に立ち向かい解決への道筋を立てられる実力と自信と持たせる教育を目指す。

(2) カリキュラムの概要

カリキュラムは、①法学基本科目の体系的・理論的理解、②最先端応用領域における法学的問題解決方法の習得、③実務において解決を迫られる諸問題への実践的取り組み方法の修得を三本柱とする。法学部出身者も他学部出身者も、これらの諸領域を学び、地域の法曹としてあらゆる問題領域への対処を可能とさせることを目指すものとする。そこでは、現代社会が法的問題解決をなすう人材養成のための法学教育に期待する「実務性」、「現代性」、「倫理性」が重視される。「実務性」では、『意見書』

の「実務教育の導入部分」を取り入れ、ケースメソッドや模擬裁判、およびリーガルクリニック等により実務との掛け橋となる教育を重視する。

また、法的問題処理を求められる分野が、経済、医療、社会福祉や環境など多様かつ独自性のある領域に拡大している。山陰地域では人材が必ずしも十分とは言えず、専門的法律知識をもった法曹等が政策決定にも関与することが多い。現代は科学技術の急速な発展に対応した法的課題解決、また先端技術領域における規制緩和による現代的非法化に対処する法的課題解決が重要視されており、諸科学領域における実務上の必要に応ずる諸知見と、当該領域での思考法が習得されるべきである。

さらに、実務との連携のなかで、個々の紛争解決では人と人とのつながりがキーとなることから、人的信頼関係を確立しうるリーガル・プロフェッショナルとしての職業倫理観の醸成も重要な教育内容のひとつである。

こうした教育を実践し教育目標を達成するために、法科大学院教員は研究から「真の教育重視への転換」を図る自己変革を行うとともに、法科大学院もこれまでの大学教育内容を率直に反省して、特に高度職業人養成のための教育の抜本的改革を行い、現在法曹を志す学生に希薄と思われる基本的な資質につき、しっかりとした教育成果を生み出しうる具体的な教育手法を導入・実践する。

(3) カリキュラムの特徴

①「3年間で法曹に資するフレッシュマンに鍛える教育カリキュラム」

法曹として必須の法的知識と法的思考法（技術）の修得のためにタフワークを課し、また基礎法、法曹倫理を核としてリーガル・マインドと高度の職業倫理観を鍛錬する（法曹素養の強化）。法的知識の習得は自学自習および講義の予習においてなされることを前提とし、講義では、プロブレムやケースを併用したソクラテスマソッド方式により双方向・多方向の講義をもって、法的思考力を徹底的に鍛え上げる。これは、これまでの学部教育のように講義においては知識提供を重視し、その知識の活用やより深い思考を学生に委ねるというスタイルとは全く逆の方法である。徹底した法的思考力の鍛錬が目的である。

その手法として、脳を活性化し直接鍛える基礎的トレーニングを加えつつ、集中力・観察力を養成し、双方向・多方向講義によりさらなる知的能力（理解力・判断力・理論構成力・コミュニケーション能力）の向上を目指す（法曹資質の鍛錬）。現場教育主義を重視し、これにより法曹としてさらに研鑽を積む“on the job training”の動機付けも見込みつつ、基本的な法曹プロフェッショナリズムを習得させる。

②地域に目を向けた教育カリキュラム

法科大学院は、法曹としての資質を十分に備えた人材を輩出し、地域における法社会化を押し進めていくことを目的とする以上、その教育内容およびあり方にお

いて地域とのつながりを重視しなければならない。その意味で、とりわけ法科大学院修了者が地域に定着する誘因となる学問的関心や社会的責任感を喚起するために、地域に対する理解を深める講義内容を用意し、またフィールドワークでは地元積極的に関与することのできる場を提供する。

とりわけて第3年次は法曹養成の総仕上げ段階であるが、ここでは過疎、高齢化、環境など地域社会におけるさまざまなテーマを設定し、実務家・研究者スタッフの指導のもとにフィールドワーク等を通じて、自ら問題意識を形成し、より具体的な問題状況を掘り起こしその解決に向けて法的思考と法的アプローチをもって対処することを目指す、現場主義教育を実践する。しっかりとした現場主義教育をもって、法曹実務に接するなかで、地域にかかわる現実の法律問題や社会問題等を解決していくこと、また法曹実務家はもちろんのこと、非常勤を中心に、山陰地域に縁のあるスタッフを集めることも、日常的に地域への関心を高めるものとして配慮する。

また、特定の法領域における高度な学術性・専門性を特徴として打ち出すことが不可欠である。島根という地域性に鑑みると、「環境」をテーマとして関連する法分野を統合・集約していく法領域が有力候補である。自然環境、社会環境や歴史環境における人間の在り方や人権保障といった内容を法曹実務に役立つ学問として確立することで、地域の法化社会化における一つの軸となりうると考えられる。

しっかりとした現場主義教育（自ら問題意識を形成し、より具体的な問題状況を掘り起こしその解決に向けて法的思考と法的アプローチをもって対処することを目指す）により、実務に接し地域の実務家と実践活動をともにするなかで、地域にかかわる現実の法律問題や社会問題等に対応させる。

③高度専門的学術性をもった教育カリキュラム

現代社会に特徴的な、地域性をも反映した複合領域の法律問題を取り上げ、当該テーマ問題に対処能力の高い法曹を養成する。また、法科大学院におけるリカレント教育（狭義の法曹の再教育と、隣接専門職を主な対象とする、法曹へのステップアップ教育）も重視し、主として実務に携わるなかでなお向上を要する法的能力や技量の獲得、地域の諸課題への取り組みの基本的な法戦略の修得、および世代・分野を超えた知的鍛錬を中心とする。

(4) 講義方法とカリキュラム構成

①講義方法

講義は、(複数) 教官によるソクラテス・メソッド方式を基本形式として、これにケース・スタディー、ロールプレイおよびディバートの各方式を組み合わせる。また、フィールド・ワークを組み入れる。フィールド・ワークは、地域社会の实地調査のみならず、地域社会での具体的紛争や問題を日常的に処理している最前線ともいべき弁護士事務所、司法書士事務所、行政書士事務所、消費者センター、民

間企業や各種行政機関等での研修形態をも含む。

このような講義形態による法曹教育をより効果的なものとするには、異なった見解・立場からの論争やより先端的な活動の成果などを十分に織り混ぜることが不可欠である。交通の便に欠ける山陰地域では、たとえば中国・四国地方との連携のもとにテレビ会議システム（双方向通信システム、衛星放送）などリアルタイムに情報を伝達しうる設備を整え、他大学教官等の協力が容易に得られる環境を整えるべきである。

②カリキュラム構成

修了年限は、徹底した法的思考力の養成・鍛錬という法科大学院の教育目標に照らし、また多様な学生の入学を前提とする以上、法曹としての資質を一定のレベルに到達せしめるには、法学既修・未修を問わず、3年間を要する。この法曹養成教育の抜本的改革の趣旨に照らして、旧来の司法試験対策としての単純な暗記による知識の蓄積への依存傾向が法曹としての資質を脅かし、国民に質の高いかつ十分な法的サービスを必ずしも提供できないという事態に対処しなければならない。そのためには、じっくりと法律専門書を読み理解し、これを自らの言葉で表現し、さらにさまざまな質問や意見に対応できる思考力を習得させることが必須である。このような教育効果をあげる教育システムは、従来の知識提供型講義の限界を超えるべく、課題探求型・問題解決思考型講義を積み重ねることがきわめて重要である。また、実務との橋渡しをする実務教育の導入部分においても、心理的な存在である人間を相手とし、その抱える問題を解決することは、機械的紛争処理では困難であり、時間をかけた粘り強いコミュニケーションが不可欠であるから、その教育においても時間を要する。

講義集中システムとして、3学期トリメスター制（各講義110分10週20コマ）を採用し、第1学期（4～6月）、第2学期（10～12月）、第3学期（1～3月）とする。学期ごとにテーマを絞り、教育目的を明確化して、これにつき集中的に授業科目を配当して相応した講義方法を導入するとともに、トリメスター相互間における教育目的・内容の連携性にも配慮して法曹教育としての系統性を重視し、徹底した教育指導を行う。各講義は基本的にソクラテスマソッド方式に従うので、双方向および多方向での議論の時間が十分に保証されることが不可欠であるから、110分講義とする。

単位認定は公正かつ厳正なものとする。主要法律科目については複数教官による講義担当とすることで、担当教官相互の協議のもとに成績判定が行われ、公正さが担保される。また、成績判定資料は、従来の暗記に頼る筆記試験ではなく、教育目的とカリキュラムに沿った内容（たとえば、詳細な事実資料をともなう事例を与えたうえで、冒頭陳述、弁論方針、論告求刑、最終陳述や判決などを書かせる）の試験方式を取り、また日常的学習態度（発言・レポート等）を重視する。法知識の習

得のみをもって成績評価を行わないことが重要である。

単位数は、要卒単位数として90単位程度とし、うち必修科目を50単位程度とする。

(5) 教員構成

教員常勤スタッフは12～15名（3分の1程度の実務家スタッフを含む）とする。基本的な実定法および基礎法については常勤スタッフが担当する（それ以外は非常勤となる）。これらの科目では、「密度の濃い教育」が個々の授業科目において目指されるとともに、全体としても一貫した教育目的と方法をもって高水準な教育内容を一体となって行うことが教育効果を絶大に高めることから、スタッフ数は多ければよいというものではない。

基本的に、講義は実務家を交えた複数スタッフによる合同講義体制、複数による指導が望ましく、実務領域はもちろん、ケーススタディー及びフィールド・ワークでは実務家による実践的な指導が不可欠である。したがって、フィールド・ワークなど集中講義スタイルで対応できる場合を除いても、常勤の実務家スタッフが相当数必要である。しかし、現行法ではこうした法科大学院のカリキュラム充実にとって制約が厳しすぎ、抜本的な法制度の改革が必要である。『意見書』にあるように、実務家教員の任期や勤務形態に関する基準の柔軟化、兼職・兼業の制限等の見直しは早急に実施されなければならない。

また、濃密な講義によるカリキュラムを実行するうえでは、スタッフは法科大学院における教育に集中する必要がある。研究者スタッフも、学部教育や通常の大学院教育を兼ねることは十分に教育責任を果たしえないと予想される。

なお、実務家スタッフは、常勤・非常勤スタッフとして島根・鳥取両弁護士会を中心に裁判所・検察庁にも含め協力を求める。また、司法書士会・行政書士会・税理士会から積極的な教育上の支援の申し出も受けている。

(6) 司法試験および司法修習所

法科大学院制度に伴う新司法試験は、知識偏重・適応力欠如型の法曹を生み出す結果となった旧来の司法試験と同じ轍を踏まないように、法曹教育改革の趣旨を徹底した内容に変更すべきである。『意見書』で示された例である「長時間をかけて、これまでの科目割りに必ずしもとらわれずに、多種多様で複合的な事実関係による説例をもとに、問題解決・紛争予防の在り方、企画立案の在り方等を論述させることなどにより、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見る試験を中心とする」のは適切なものと評価しうる。

また、司法修習所は、「プロセスとしての法曹養成教育」という改革の趣旨に照らして、既定の修習にとらわれることなく、思い切った改善・充実の改革努力をなすべきである。修習の形態、内容および期間を再検討するべきである。

5. 学部教育について

(1) 学部教育の位置づけ

地域の法化社会への転換を推進するという社会的要請からは、これを支える法的思考力と基礎的知識のある市民を共同体に輩出することが不可欠であり、学部教育はこの点を支えるものとして位置づけられる。この意味では、地方国立大学法学部・法学科が、これまで一定の法的思考力と法的知識をもつ学士を、社会に多く送り出してきたことは、法化社会へ移行する上でも大いなる社会的貢献である。本学も島根地域および山陰地域に有益な人材を輩出してきた功績は、地域においても評価される場所である。法科大学院を修了した法曹が地域の法化社会化の先導的役割を担うとしても、これを支える、一定の法学的思考力のある多くの人材の協力が必須である。したがって、今後も、法学部・法学科での法学教育は、ファンダメンタルな法学領域に重点が置かれることがあっても、プリミティブな法的思考の習得を目指し、その目的を達成すべく教育内容及び手法をより洗練させることが課題である。山陰地域における唯一の法科系学科が担う社会的使命・目的に照らして教育方法等がより効果的となるべく改善の方向にこそ力が注がれるべきである。

(2) 教養教育

人間教育としての教養教育は、地域社会に入り諸問題の解決に1つの方向性を与える人材となるのに不可欠であり、法科大学院における、法曹のもつべきプロフェッショナルリズムに基づく高度の倫理観（弁護士倫理など）や人間観を養成する基礎となる。また、法的思考力を習得するうえで、他の学問領域における基礎的な知識と、事象の分析視角や検討方法を学ぶことにも重きをおくべきであり、従来の教養教育の内容および講義方法には改善が必要である。とりわけ諸科学の知見を組みあわせ構成する能力が修得されなければならない。

(3) 専門教育

学部教育の目的に照らして、より一層の少人数教育を実践し、基本的な法律および隣接諸科学の科目につき、体系的・系統的な学習による基礎的な法知識の習得と、それらを学際的・融合的に理解させつつ法的思考力の習得を行う。ただし、学部での専門教育（たとえば法曹コースの設置）が法科大学院と連動することには、法科大学院の開放性に照らしても、また法的知識の偏重のおそれ（とりわけ法科大学院の教育内容が法技術化すること）があることから、検討すべき課題があるであろう。法科大学院と学部教育とは独立したものと想定し、その教育内容に照らして修業年限等は判断されるべきである。

6. 法科大学院以外の大学院教育について

(1) 修士課程

大学院は研究者養成としての機能も維持すべきであり、修士課程はその養成の基盤部分を担うのであるが、同時に、生涯教育として、必ずしも実務に関心がなく純粋に研究を行いたいとの希望を持つ社会人や、専門職業人のリカレントに門戸を開放する。

(2) 博士課程

研究者養成の中核とする。法科大学院修了者がより特化された高度の知識を習得することを目指す場合にはこれに対応したコースなどを設けることも考慮に値する。山陰地域では、今後の法化社会への進展をプランしその成熟度が高まれば、必然的に博士課程が地域のニーズとして要請される。

(3) 隣接諸科目の位置づけ

研究者養成という面では、当該時代における政治・社会のあり様を分析する総合的な知識と能力が不可欠であり、特化した領域を担う法律家の養成という点でも、従来に隣接諸科学を超えた幅広いかつ専門性の高い教育が要求されることとなる。これまでに以上に、その位置づけは重要度を増し、その分教育内容や手法の洗練も要請される。

7. 残る重要な課題

①法科大学院学生数と、これに対応するスタッフ数（実務家教官数および非常勤を含む）

- *教育の質の確保（司法試験合格率→約7～8割）
- *学部との連動による教官ポストの確保可能性
- *スタッフの講義負担（講義サポートシステム）

②入試方法

- *L S A T型の全国共通の適性試験と大学独自試験の併用
- *共通型（法学既修者・未修者）
 - 前提となる基本的センスと熱意を見る試験方法の検討
 - 未修者枠の扱い（共通型試験では特別枠の扱い）
- *併用型（試験成績・学業成績・学業以外の活動実績・志望理由書等）
 - 学部成績の良し悪しよりも、そこに一定の目的意識が見られるのか否かといった側面をも考慮する。
- *併用型の場合における評価方法→教育目的に応じた評価の多様性
- *アドミッションオフィス入試→アドミッションポリシーの確立と公開
- *法律科目試験の統一実施（？）への対応→既修者コース

③法学既修者に対する修業年限の短縮

*教育理念に照らして3年を短縮するのは不可能。法学既修者についても教育理念に従い3年とするが、実定基礎法学などではチューター的役割を担わせることも考えられる。

④法学未修者に対する法学基礎教育の達成可能性

→第1年次第1・第2トリメスターの教育効果に期待する。

⑤教育手法の充実

*鳥取、県西部との講義手法→同時多元講義システムが理想（双方向ネットワークシステム）（施設・機材の確保）

*リーガルクリニックおよびインターシップ等における学生旅費宿泊費等の負担

*テキストの作成および講義方法のイメージの具体化

*教育機材および教室の確保

⑥教育科目の確定

*各講義の単位数の確定（週2コマか1コマか、あるいは集中か）

*必修科目等の確定

*基幹科目等の確定→必要な科目のリストアップ

*テーマ研究ごとの授業科目の確定

⑦社会人入学に対する対応システム

*職につきながら法曹資格を取れるシステム

*自宅にいながら法曹資格を取れるシステム

⑧奨学金システム、授業料免除システム

→地域において法曹活動を行う期間に対応して奨学金返却を猶予する。

⑨「修了即独立」に必要な環境整備とバックアップ支援方法

⑩学部教育内容の改革→学科将来計画検討委員会で議論

参考資料

〔1〕 島根大学山陰法科大学院カリキュラム（試案）

1. 教育内容

(1) 法曹養成基本科目→研究者スタッフ（常勤・非常勤）

〔目的〕

法曹としての高度の法的知識を習得しかつ駆使するうえで必要な基礎的知的能力を養成する。現代（地域）社会にとり重要な隣接諸科学において、最先端の同時代的基礎的知見を素材に、その事実分析、事実検証、事実評価、理論検証などの思考法を学ぶとともに、法がコントロールしようとする社会、人間そのものを分析する視角を養成し、高度科学技術化の進展する現代における新たな諸問題に対処する能力を鍛え、あわせて法の理解を深める。

また、法曹として複雑な人間関係・社会関係において職責を果たすうえで、栄養学に基づいた食事の改善とWalkingによる基礎体力の強化に担保された、自己の感情を抑制し相手の心理を読みながら冷静に紛争を解決していく能力を鍛える、実践的科目を設ける。

さらに、修了生が地元に着定することを促進するために、とりわけて弁護士としていち早く独立できるように環境を整えるとともに、弁護士事務所を経営するうえでのノウ・ハウや、取り扱うまたは取り扱った事件にかかわるさまざまな（プライバシー）情報を安全かつ的確に管理する手法を学ばせる。

〔具体的科目と内容〕

*読解と表現→字面の暗記的理解から、文脈を捉え行間を読み趣旨の理解が徹底できるようにし、そこで得られた知見を明晰な文章で表し思考内容を正確に伝達する。

理論構成 →法律論文を使って三段論法の思考枠組みを修得する。

*科学的思考法・科学的検証法

→現代物理学や分子生物学など法規制が課題とされる科学領域を素材に、その基礎的知見と、一つひとつの条件を結果との関係において変化除去させる実験の繰り返しから真の必要十分条件を探し出すという、科学的検証・論証の方法論を習得する。

*政策学的思考法

→社会政策や経済政策などを通じて、もろもろの社会・経済現象を総合的に関連させながら組み立てるなかで真の問題を探究し、政策的に問題を解決していく思考方法と手法を習得し、政策的な目的手段論や手段選択方法を法的思考に取り入れ

る。

＊哲学的思考法

→宗教哲学、倫理、西洋哲学や東洋哲学を通じて、智を愛する哲学本来の意義に立ち返って、一つの事象を徹底的に探究し、これを解決するための理論の構築やその論理的検証法を習得し、法的思考力の基盤を築き上げる。

＊心理学、コミュニケーション論、セルフコントロールング

＊リスクマネジメント、法律事務所経営論、情報管理論

＊基礎体力（walking＋栄養学）

＊英語ディベート交渉法、英語契約文書起草法

（2）基礎科目→研究者スタッフ（常勤・非常勤）

〔目的〕

基本となる法律科目につき、その基本的な概念、基本原理や解釈方法につき基礎的知識の習得を図る。また基礎法領域では、とかく法を知識としてとらえ暗記する学問姿勢に対峙して「法とはなにか」という根本的問題に取り組ませこれを探求するなかで、智を愛する学問姿勢を修得させる。

〔具体的科目と内容〕

＊契約法、不動産法、不法行為法、民事訴訟法

＊人権論、統治行為論、刑法理論、刑事訴訟法

＊法理学（法哲学）、法社会学、

法思想史、日本法制史、東洋法制史、西洋法制史

（3）法曹基本科目→実務家（常勤）

〔目的〕

法的問題を対人関係のなかで処理するにあたり、その処理の公正さ・適正さを保持し、また紛争処理者が法を逸脱することなくあるいは紛争当事者の権利・利益を侵害することなく、その信頼関係をもとに法を適用・運用して問題を解決するために、高度のプロフェッショナルリズムと職業倫理観を養成するとともに、法的解決への論証を客観化するために各種データを収集・処理する手法を養成するリサーチを行う。

〔具体的科目と内容〕

＊法情報学→法的判断資料（国内外の法律、判例、議事録や文献）となる情報の収集と整理

＊法曹倫理Ⅰ・Ⅱ

＊証拠法

＊判例の読み方

(4) 基幹科目→研究者＋実務家（常勤・非常勤）

〔目的〕

法的紛争の事後的処理のうえで不可欠な実定法科目を公法系・私法系とに分け、実体法から手続法および執行段階までプロセスとして講義を行い、法的問題の抽出力・解析力・解決力および法務処理能力を鍛える。

〔具体的科目と内容〕

- *憲法、行政法、刑法、刑事手続法、(労働法、刑事政策)
- *民法Ⅰ・Ⅱ、民事手続法、(民事執行法、破産法)、商法Ⅰ・Ⅱ

(5) 現代的学際的分野科目→研究者・実務家（非常勤）

〔目的〕

現代社会の主要な法的問題を生ぜしめる実戦的な領域につき、事後的紛争処理および事前予防の観点からさまざまな法規を駆使し問題解決のオリエンテーションとなる講義を行い、より高度な法的処理能力を習得する。過疎（高齢化）・医療・環境など、地域社会に顕在化しているあるいは潜在している諸問題につき、より具体的な問題点を抽出し、各法律領域を横断的に用いて解析したうえで、事前予防的観点からの政策立案を含め、総合的な問題考究能力を養成する。

〔具体的科目と内容〕

- *法と環境・地方自治
 - 自然環境、社会（都市）環境および歴史環境に関わる法領域
- *法と福祉・家族
 - 社会保障法、年金・介護保険、医事法、親族法、相続法、成年後見制度他
- *法と経済→特許法、独禁法、消費者問題（多重債務等）他
- *最新立法動向解説
- *法的知識整理

(6) 国際関連科目→研究者

〔目的〕

一定の英語力の習得を基礎にして、小さな島国に縮こまらない国際感覚と、全体のなかに個を位置づける法意識を涵養する。

〔具体的科目と内容〕

- *国際法、国際人権法、国際私法、比較法、比較法文化

(7) 実務関連科目→実務家（常勤）

〔目的〕

現実の社会において生起するさまざまな具体的事件について法的アプローチをなし

法的問題処理を図る実践力と対話能力を鍛錬する。

〔具体的科目と内容〕

- * 刑事模擬裁判、民事模擬裁判、総合模擬裁判、リーガル・クリニック、クリニカル・アプローチ、リーガル・ディスカッション

2. 単位数 (必修科目：50位程度、要卒単位総数：90位程度)

【必修科目】

- * 基礎科目→法理学（法哲学）、法社会学
- * 法曹養成基本科目→読解と表現、理論構成
- * 法曹基本科目→法情報学、法曹倫理Ⅰ・Ⅱ、証拠法、判例の読み方
- * 基幹科目→憲法、民法Ⅰ・Ⅱ、刑法
- * 実務関連科目→刑事模擬裁判、民事模擬裁判、総合模擬裁判、リーガルクリニック

【選択科目】

- * 基礎科目→人権論、統治機構論、契約法、不動産法、不法行為法、刑法理論、民事訴訟法、刑事訴訟法
- * 基幹科目→刑事手続法、行政法、労働法、民事手続法、商法Ⅰ・Ⅱ
- * 現代的学際的分野科目→3領域から1領域を選択とする
- * 国際関連科目 →国際領域、比較領域

【自由科目】

- * 必修科目・選択科目以外の上記分類中の科目

3. 具体的な教育内容と手法

(1) Fundamental な法的思考力（論理性）の修得

- ① 論理形成型教育科目群と知識提供型教育科目群との峻別
 - * 論理形成型教育科目群（＝必修科目群）→Legal Thinkingの鍛錬
 - * 論理形成型→知識提供型教育の限界を超える教育目的・効果
 - * 自力による応用性および派生性の高い、基盤となる法的論理性の重視
 - * 問題事件が扱ったことのない法領域であっても、これにかかわる必要情報を引き出し、その情報を取捨選択のうえ、ポイントとなる論理や概念操作を明確に認識し理解し、これを具体的事件に応用できる能力
- ② 教育効果を最大限に高める方法
 - * 「何をどう考えさせるか」を十分に思慮した内容。
 - * 短期間における基本的法律科目を集中したハードワーク
 - 科目間の垣根（枠）を超える論理の類似性・共通性の発見

→科目数を厳選し、自学自習の時間を十分に設ける。単なる知識の習得は自習と講義の予習においてなされることを前提とする。

*基礎・基幹科目における教育目的の徹底および教育方法の共通化

→専任スタッフによる教育会議および学生による授業評価

*一点集中型教育の徹底

→論理形成型教育科目群では、ソクラテスメソッドにより徹底して法的思考力を鍛錬する濃密な講義内容を実践するために、担当スタッフが相互に教育目的、教育内容および教育手法を共通させ、ハイレベルでの均一性を保つべく研修努力する。

→知識提供型教育科目群は非常勤スタッフにより対応。

*オフィスアワーの充実（議論のできる研究補助スタッフが欲しい）

③法的思考力（論理性）を修得させる方法としての法的知識の取捨選択

*何をテーマに取り上げて法的思考力を修得させるのかという視点

*テーマ選択→当該法律科目における必須不可欠なポイントによる構成

→基礎科目は原理原則論の理解につながるの深いテーマを選択し体系的理解の修得を重視する。他方、基幹科目では、プロブレムの選択にあたって、実務的な必要性の高いテーマを優先的に選択することとするが、常にプロブレム単体として理解させることが目的となるものではないことに注意を要する。ケースは、必ずしも複雑怪奇な事案（これは模擬裁判で扱うかも？）である必要はなく、訴訟資料をしっかりと読んで事実の争点および法的争点を整理し、立証方針や弁護方針あるいは判決理由を書くことのできる基礎的能力を養えるものであれば足りる。ケースの資料の提示方法には一定工夫が必要である。

（2）教育目的に応じた、ソクラテスメソッドの多段階性

①教育目的・テキストによる分類

*教育目的→科目および積み上げ段階による

◇知識確認（定着） →双方向性

◇文献の理解習得度 →双方向性

◇思考の拡散的整合性 →双方向性

◇論理の展開整合性 →双方向性

◇（事案）分析の正確性 →多方向性

◇結論の導出妥当性 →多方向性

◇総合的説得性 →多方向性

*テキスト

◇概説書

→条文、専門用語、専門的概念の理解・修得。特に専門的概念の形成にいたるプロセス（歴史性・論理性等）のポイントを押さえさせる。

◇設例集・判例集（プロブレムメソッド）

→判例につき、学説との対比を行いながら、そのポリシーおよび妥当性につき分析・検討を加える。

◇判決（ケースメソッド）

→所与の類型的事実に照らした法理論の適用から、実務家の立場にたつての時間的経過に応じた事件処理への対応への移行。

②質問の内容および出し方のレベル

◇小学校レベル

予習（テキスト）内容（論点对応）のポイントの確認と、論理的体系や思考との関係における相互理解の定着および深化（はしごを一段ずつ確認しながら周りを見ながら登る）。一つのテーマを連続講義で扱う場合には、前回講義の復習として講義の流れ（法思考の組み立て方）とそこでのポイントの確認を行うとともに、次回講義内容のアナウンスを丁寧に行う。

◇中学校レベル

一定の基礎知識が習得されていることを前提に、論点に関する判例・学説状況の概要を把握のうえ、自説選択の根拠とその論理的展開、およびこれにかかわるあらゆる連関領域（思いつきではなくあるいは争点とされている点だけではない。事前に周到な学説の徹底分析が質問者側に必要）との整合性を含めて理論をより深く理解させる（自分のはしごを上だけ見て登らせて、頂上に到達した瞬間にターゲットとし集中砲火を浴びせる）。

◇高校レベル

ある論点に関する一つの判例・学説理論（学生の自説の反対説を選択する）を提供し、これを支持する立場に立たせてその理論展開を図らせるとともに、その理論に内在する問題点などを即座に割り出させるなか、徹底してこの理論を擁護する議論を展開させる（他人のはしごを用心深く登りながら最後までこれを放棄せずに登りつめさせる）。

◇大学レベル

多数の判決例から先例ルールを発見させたいうえで、その理論的正当性・政策的妥当性を探求させ、さらに多くの事例を与えて区別と拘束を峻別しつつ、理論的修正のあり方とその総合的理論の衡量による最終的判断方法を修得させる（与えられた目的地を目指して、自分ではしごを作りより安定したはしごへと修繕補強したり、別のはしごに乗り移させる）

◇大学院レベル

具体的な事件を解決するにあたり、これまでの判例理論あるいは法理論においては、社会に妥当するルールに合致した適切な解決を図れない場合に、新たな解決のための理論を提示するとともに、それが全体の法理論体系との整合性を有するのか、有しないとすればどこに具体的な影響を与え、その影響は法体系にとってどれほどの意味があるのかを探求し、その具体的問題解決と法体系の整合性との比較衡量のうえで、法理論体系そのものを新たに構築しなおすという作業をディベート的に質疑応答を相互に交換しながら展開する（はっきりとしない目的地に向かってはしごを作る作業において、一つひとつ明らかにしながら、的確な設計図をひいて実際に作り上げる）。

[2] 学年トリメスター対応モデル案

(1) 1年次第1トリメスター→法曹養成基本科目、基礎科目（私法系）

[教育目標]

- i. 事物の明確な認識と予知および正確な選択力
- ii. 優れた高度の集中力・観察力・理解力
- iii. 主要な実定基礎法学科目に関する体系的な理解

[教育方法] 前述のとおり

《法曹養成基本科目》毎週2コマ（10週）

読解と表現、法情報学、基礎体力（週1コマ）

《基礎科目》

契約法、不動産法、不法行為法、民事訴訟法

(2) 1年次第2トリメスター→法曹養成基本科目、基礎科目（公法系）

[教育目標]

- i. 事物の明確な認識と予知および正確な選択力
- ii. 優れた高度の集中力・観察力・理解力
- iii. 主要な実定基礎法学科目に関する体系的な理解

[教育方法] 前述のとおり

《法曹養成基本科目》

理論構成、判例の読み方（実務）

英語ディベート交渉法→集中2週間（夏季休業の利用・海外研修）

《専門》毎週2コマ（10週）

人権論、統治機構論、刑法理論、刑事訴訟法

(3) 1年次第3トリメスター→基礎科目（基礎法系）・法曹基本科目

[教育目標]

- i. 法理論を発展させる基礎力と法曹としての高度の倫理感
- ii. 「法曹」とは何かを考えさせる
- iii. 法的思考力を修得するうえでその基盤となりうる周辺諸科学における思考法（論証法、検証法）を学ぶ

[教育方法]

講義形態を機軸に、適宜質疑応答を加えつつ、議論の場を設ける。

《法曹養成基本科目》

哲学的思考法論、政策学的思考法論、比較論的思考法論

科学的思考法論、科学的検証論

《法曹基本科目》原則毎週2コマ10週

証拠法（実務）、法曹倫理①（実務）

《基礎科目》

法理学（法哲学）、法思想史、日本法制史、西洋法制史、東洋法制史

（4）2年次第1トリメスター→基幹科目（公法系）

〔教育目標〕

現代社会に重要な実定法領域に関する問題抽出力・解析力・解決力

〔教育方法〕

- i. 判例百選掲載の簡潔型から設例問題、実際の裁判例（詳細な証言等の訴訟資料を含む）まで、順を追って事案を複雑化させていくなかで、要件事実の認定を含め、対立当事者および裁判官のそれぞれの立場において、法律文書を構成し作成しながら、事案を処理する。
- ii. 授業方法 前述のとおり
- iii. 従来の主要六法科目については、研究者と実務家とのジョイントで講義を行う。法的思考と説得力を重視した議論を展開させる。
- iv. プロブレム・ケースごとにレポートを提出させる。

《基幹科目》原則毎週2コマ（10週）

憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、労働法、刑事政策

（5）2年次第2トリメスター→基幹科目（私法系）

〔教育目標〕

現代社会に重要な実定法領域に関する問題抽出力・解析力・解決力

〔教育方法〕

- i. 判例百選掲載の簡潔型から設例問題、実際の裁判例（詳細な証言等の訴訟資料を含む）まで、順を追って事案を複雑化させていくなかで、要件事実の認定を含め、対立当事者および裁判官のそれぞれの立場において、法律文書を構想し作成しながら、事案を処理する。
- ii. 授業方法 前述のとおり
- iii. 従来の主要六法科目については、研究者と実務家とのジョイントで講義を行う。

法的思考と説得力を重視した議論を展開させる。

iv. プロブレム&ケースごとにレポートを提出させる。

《基幹科目》原則毎週2コマ(10週)

民法Ⅰ、民法Ⅱ、商法Ⅰ、商法Ⅱ、民事手続法、民事執行法、破産法

(6) 2年次第3トリメスター→基礎科目(比較法)／国際関連科目／
法曹基本科目

[教育目標]

- i. 国際的法律問題に対応する基礎力と法曹としての高度の倫理感
- ii. 現代社会に生起する諸課題に対応する社会常識

[教育方法]

講義形態を機軸に、適宜質疑応答を加えつつ、議論の場を設ける。

《法曹基本科目》原則毎週2コマ(10週)

法曹倫理②(実務)

《基礎科目》

法社会学

《国際関連科目》

比較法→英米法、ヨーロッパ法、アジア法

国際法

国際人権法

国際私法

比較法文化→アジア法文化

《法曹養成基本科目》原則毎週2コマ(10週)

リスクマネジメント

心理学

セルフコントロールリング

コミュニケーション論

(7) 3年次第1トリメスター→実務関連科目、現代的学際的分野科目

[教育目標]

(山陰の)地域社会における現代的課題の法政策的処理力

[教育方法]

- i. 机上の問題を書類でこなすのではなく、現場を見てそこに飛び込んで、実際の問題の状況や背後にあるさまざまな事情を自らの体験において把握し、問題の本質を

つかみ法的解決方法を構想する。

ii. 授業方法＝ロールプレイ（模擬裁判）

フィールドワーク、インターンシップなどを含めた、現場主義を徹底する多様な講義形態

《実務関連科目》

刑事模擬裁判（実務）

民事模擬裁判（実務）

《現代的学際的分野科目》

法と環境・地方自治→自然環境、社会（都市）環境および歴史環境に関わる法分野。
 例えば「まちづくり」（景観、ゴミ、青少年、土地開発等）などが挙げられる。

法と福祉・家族→社会保障法、年金・介護保険、医事法、親族法、相続法、成年後見制度他

法と経済→特許法、独禁法、消費者問題（多重債務等）他

（8）3年次第2トリメスター→法曹養成基本科目、実務関連科目、
 現代的学際的分野科目

[教育目標]

（山陰の）地域社会における現代的課題の法政策的処理力

[教育方法]

i. 実務家とともに、現実の紛争当事者を交えて、紛争とはいかなるものであるのか、またその解決への具体的アプローチを（疑似）体験するなかで、法曹としての職責や地域への関心・役割につき自覚させる。

ii. 授業方法＝ロールプレイ（模擬裁判）

フィールドワーク、インターンシップ等を含めた多様な講義形態を導入する。

《実務関連科目》原則毎週2コマ（10週）または集中

リーガルクリニック（→毎週定期開催する法律相談、報告書作成）（実務）

総合模擬裁判（諸法の混合型事案）（実務）

《現代的学際的分野科目》

法的知識整理（六法科目）

最新立法動向・解説（週1コマ）

修士論文（名称は未確定）指導

《法曹養成基本科目》

英語契約文書起草法

(9) 3年次第3トリメスター→法曹養成基本科目、実務関連科目

[教育目標]

- i. 総合的な法的分析力、構成力および判断力の総集編の仕上げ
- ii. 人間関係における専門的職業倫理観の醸成
- iii. On the Job Training への誘導

[教育方法]

講義方法＝すべて対話型とする

《法曹基本科目》

法律事務所経営論

情報管理論

《実務関連科目》

クリニカル・アプローチ（新聞等から素材事件を拾い上げ当事者的議論をロールプレイ形式で行う）（週1コマ）

リーガル・ディスカッション（地域および現代社会の総合的問題）

修士論文（名称は未確定）指導

以上